

指名停止等一覧表

(期間 令和2年4月1日～令和2年6月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
NEXTソリューション	北海道札幌市豊平区平岸3条10丁目5-22 405	令和2年5月21日	令和2年8月20日	3ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第13号(不正又は不誠実な行為)	NEXTソリューションは、北海道森林管理局が発注した「北海道森林管理局コピー用紙単価契約」の落札者となったにもかかわらず、仕様を満たさない商品であるのに、仕様を満たす商品だと思いいれしたため、業務を履行できない旨申し出て契約を辞退したものであり、同業務の入札手続きに大幅な遅延を及ぼし著しく信頼関係を損なう行為があったため。
王子フォレストリー株式会社	北海道沙流郡日高町富川南4丁目5番5号	令和2年6月12日	令和2年7月11日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局十勝西部森林管理署上札内担当区「381林班」の立木公売物件において隣接する「381林班わ小班」を伐区と誤認しドマツ外1種16本(実面積0.02ha)の誤伐を行ったため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。